

令和4年11月2日から
令和4年11月2日まで

標 茶 町 議 会
第 5 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和4年標茶町議会第5回臨時会会議録目次

第 1 号（11月2日）

開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員の指名	2
会期決定	2
行政報告及び諸般報告	2
議案第61号 令和4年度標茶町一般会計補正予算	3
議案第62号 教育委員会教育長の任命について	5
閉議の宣告	6
閉会の宣告	7

令和4年第5回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年11月2日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第61号 令和4年度標茶町一般会計補正予算
- 第 5 議案第62号 教育委員会教育長の任命について

○出席議員（12名）

1 番 渡 邊 定 之 君	2 番 櫻 井 一 隆 君
3 番 長 尾 式 宮 君	4 番 松 下 哲 也 君
5 番 熊 谷 善 行 君	6 番 鈴 木 裕 美 君
7 番 齊 藤 昇 一 君	9 番 本 多 耕 平 君
10 番 黒 沼 俊 幸 君	11 番 鴻 池 智 子 君
12 番 後 藤 勲 君	13 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（1名）

8 番 深 見 迪 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 口 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
教育長職務代理者	若 月 由 美 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和４年標茶町議会第５回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員１２名であります。

(午前１０時００分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第１。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、
７番・齊藤君、 ９番・本多君、 １０番・黒沼君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第２。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日１日と決定をいたしました。
休憩いたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０２分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第３。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

○町長（佐藤口彦君）（登壇） 第5回臨時町議会の開催に当たり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず初めに、本臨時会の招集理由であります、10月17日に町有バスが弥栄付近を走行中、鹿との衝突事故が発生し、そのバス修理費用を盛り込んだ令和4年度一般会計補正予算について、また教育長の選任についてご審議・ご同意をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

令和4年第4回臨時会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の点について補足いたします。

地方自治法第180条に基づく専決処分について

このたび、地方自治法第180条に基づく損害賠償について専決処分をしましたので、ご報告いたします。

報告いたします事案は、令和4年10月11日、固定資産税に係る課税物件の現地調査の際、誤って当該物件の一部を損傷させたものです。

これにより、損傷個所の補修費用2万2,000円を損害賠償額として、10月26日付で専決処分をさせていただきました。

日ごろから、職員には町民の信頼を損なうことのないよう適切な作業実施を指示しているところですが、改めて指導を徹底したところであります。

今後は、かかることのないよう、より一層の注意喚起を行い、再発防止に向けた取り組みに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会に当たっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第61号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第61号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第61号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和4年度一般会計補正予算（第9号）であります。

町有バス虹別線で使用している車両が、鹿衝突によりフロント部分が破損し、修繕が必要になったため、歳入歳出それぞれ250万円を追加し、総額を124億6,028万4,000円としたというものでございます。

歳入につきましては、全額、諸収入を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の1ページをお開きください。

令和4年度標茶町一般会計補正予算（第9号）

令和4年度標茶町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億6,028万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第61号の内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより質疑を行います。

初めに、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） この250万円については、歳入歳出、当然、先ほどの報告でありますように、事故の関係かと思うのですけれども、保険対応ですよね、もちろん。となりますと、私たち個人的に考えますと、保険会社が全て負うことになっているのですけれども、これを見ますと全て役場の方の決済の中で保険が入り、あるいはまた出ていくという、こういう決済のあり方でいいのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

基本的には保険対応でございまして、一旦、車両の修理とかというのを出す関係がござ

いまして、そういった部分で、諸収入を雑入というようなことで、最終的には保険で入るというようなところを見込んでの歳入としております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 見込んでということなのですか、今の話ですと。

これは正確にきちんと見積もりが出て、修理を保険会社のほうです。したがってこれは、純粋な修理代で、私は判断したいのですが、今の課長の答弁ですと、大まかなというようなふうに聞こえたのですが、そうではないのですか。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

手続上、保険の手続として、事故報告は保険会社にしてございます。この後修理をして、修理の金額が固まってから、正式に保険会社に請求という手続になるものですから、予算措置上はこのような補正となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議案第61号を採決いたします。

議案第61号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第61号は原案可決されました。

◎議案第62号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第62号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤彦彦君）（登壇） 議案第62号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和4年9月30日をもって任期満了となり、空席となっております教育長の任命について、議会の同意を求めるものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第62号 教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は釧路市宮本1丁目4番25号、氏名は青木 悟、生年月日は昭和36年11月19日です。お手元に配付しました経歴書の説明については省略させていただきますが、青木氏は昭和59年に北海道教育大学教育学部釧路分校を卒業後、釧路市、白糠町で奉職され、本町では、平成2年から阿歴内中学校で6年間、平成23年から3年間、本町教育委員会指導室長として本町教育の教育実践に当たられました。

また公職歴としましては、平成29年度には釧路管内校長会の副会長として、また北海道中学校長会の理事を初めとして多くの要職に就任され、その幅広いご経験は、多くの方から高く評価をされているところであり、人格・識見・指導力にもすぐれ、最適任者と判断し、教育長としてここに提案するものであります。

なお、任期につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和7年11月6日までの3年間として提案するものであります。

ご審議をいただきご同意を賜りますようお願い申し上げ、議案第62号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案同意されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いた

しました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和４年標茶町議会第５回臨時会を閉会いたします。

（午前１０時１７分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 7 番

齊 藤 昇 一

署名議員 9 番

本 多 耕 平

署名議員 10 番

黒 沼 俊 幸